

---

---

筑西広域市町村圏事務組合環境センター  
長 期 包 括 運 営 委 託 事 業  
意 向 等 調 査 提 案 書 提 出 要 項

---

---

令和8年2月

筑西広域市町村圏事務組合

筑西広域市町村圏事務組合環境センター 長期包括運営委託事業 意向等調査提案書提出要項  
目 次

---

第1章 本調査の目的	1
第2章 対象事業の概要	2
1 事業名称	2
2 事業予定地	2
3 対象施設等	2
4 事業方式	2
5 事業期間等	2
6 事業範囲	2
7 事業者の収入	3
8 ごみ処理施設の余熱利用について（長期包括運営委託方式、公営方式共通）	3
9 本施設から発生する副生成物等の取扱いについて（長期包括運営委託方式、公営方式共通）	4
10 官民のリスク分担（長期包括運営委託方式の場合）	4
11 モニタリング（長期包括運営委託方式の場合）	4
第3章 提案書提出等に関する事項	5
1 本調査実施スケジュール	5
2 本調査の参加資格要件	5
3 提案書の提出に関する手続	5
4 提案書提出に関する留意事項	7
5 長期包括運営委託導入可能性調査に係る留意事項	8
第4章 提出資料	9
【別紙1】官民のリスク分担（案）	10
【別紙2】単価表	11
【別紙3】長期包括運営委託導入可能性調査に関する確認事項	12

---

## 第1章 本調査の目的

筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、筑西広域市町村圏事務組合環境センター（ごみ処理施設及びリサイクルプラザ）（以下「本施設」という。）の長期包括運営委託事業（以下「本事業」という。）を計画している。

本施設は、平成15年3月に竣工し、ごみ処理施設は令和3年度から令和7年度にかけて、リサイクルプラザは令和2年度に基幹的設備改良工事を実施した。ごみ処理施設の基幹的設備改良工事において完了後の令和8年度から15年間の延命化を計画しており、それ以降については、将来的なごみ処理体制の在り方を踏まえ、再延命化、新炉建設、全量引取等の選択肢について総合的な検討を行っている。

「筑西広域市町村圏事務組合環境センター長期包括運営委託事業意向等調査」（以下「本調査」という。）は、本事業の実施にあたり、次に掲げる項目を目的として実施するものである。

- ・長期包括運営委託事業の導入可能性の検討
- ・事業費検討のための概算事業費（見積）聴取
- ・要求水準書作成のための情報収集

「筑西広域市町村圏事務組合環境センター長期包括運営委託事業意向等調査提案書提出要項」（以下「提出要項」という。）は、組合が本調査への参加を希望する民間事業者（以下「調査参加希望者」という。）に対し、本調査における提案書を作成する際の指針として配布するものである。

本調査への参加を認められた調査参加希望者（以下「調査参加者」という。）は、提出要項の内容を踏まえ、本調査に必要な書類を提出するものとする。

また、参加資格を有する者に対して、以下に示す資料を後日提供する。これらも提出要項と一体の資料とし、「提出要項等」と定義する。

- ・筑西広域市町村圏事務組合環境センター長期包括運営委託事業見積要求水準書  
(以下「見積要求水準書」という。)
- ・筑西広域市町村圏事務組合環境センター長期包括運営委託事業様式集  
(以下「様式集」という。)

本調査に係る提案書は、見積要求水準書に基づき作成するものとする。なお、見積要求水準書は、本調査のためのものであり、今後の検討により、仕様内容等が変更される場合がある。

提案書については、組合から公にしないことを条件に、記載すること。

## 第2章 対象事業の概要

### 1 事業名称

筑西広域市町村圏事務組合環境センター長期包括運営委託事業

### 2 事業予定地

茨城県筑西市下川島 658 番地

### 3 対象施設等

対象施設等は、以下のとおりである。

ごみ処理施設 : 連続燃焼式焼却施設（ストーカ炉）

240 t / 日 (80 t × 3 系列)

リサイクルプラザ : リサイクル推進施設（不燃ごみ、粗大ごみ、資源物）

50 t / 日

### 4 事業方式

本事業は、長期包括運営委託方式による実施を検討している。

なお、落札者の構成員及び協力企業を選定事業者（以下、「事業者」という。）とする。

### 5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

運営準備期間 : 事業契約締結日（令和9年12月末を予定）から令和10年3月31日までの約3か月間とする。

運営期間 : 令和10年4月1日から令和23年3月31日までの13年間とする。

### 6 事業範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は以下のとおりとする。具体的な仕様条件や業務の範囲については、見積要求水準書を参照すること。

#### (1) 長期包括運営委託方式の場合

##### ア 運営業務

本施設の運営業務

##### イ その他関連業務

本施設の運営業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）

ほか「ア 運営業務」に関連して必要となる業務

#### (2) 公営方式の場合

##### ア 運営業務

本施設の運営業務については、単年度運転委託、単年度発注による点検・補修工事等により実施するものとする。

## 7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。なお、本施設で受け入れる一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、組合の収入とする。

### (1) 長期包括運営委託方式の場合

#### ア 運営業務に係る対価

##### (ア) ごみ処理施設運営業務委託料

組合は、ごみ処理施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で事業契約に基づいて事業者に支払う。

##### (イ) リサイクル推進施設運営業務委託料

組合は、リサイクル推進施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で事業契約に基づいて事業者に支払う。

#### イ 物価変動等による対価の改定等

##### (ア) 物価変動等による対価の改定

運営業務に係る対価については、あらかじめ各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年1回、改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

##### (イ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

本事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容に併せて負担する。

##### (ウ) その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、「(ア) 物価変動等による対価の改定」による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

### (2) 公営方式の場合

#### ア 運営業務に係る対価

組合は、単年度運転委託、単年度発注による点検・補修工事等に係る対価を当該業務委託契約に基づいて事業者に支払う。

#### イ 物価変動等による対価の改定等

##### (ア) 物価変動等による対価の改定

運営業務に係る対価については、単年度毎の発注となることから特に考慮しない。

##### (イ) 消費税及び地方消費税の改正による改定

本事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容に併せて負担する。

## 8 ごみ処理施設の余熱利用について（長期包括運営委託方式、公営方式共通）

事業者は、ごみ処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用及び筑西遊湯館へ供給することとする。

なお、余剰電力は、電力会社等に売電を行うものとし、売電収入については、組合の収入とする。

## 9 本施設から発生する副生成物等の取扱いについて（長期包括運営委託方式、公営方式共通）

### (1) 資源化物等

ごみ処理施設及びリサイクル推進施設での処理に伴い発生する資源化物等については、本施設にて貯留し、組合の責任において資源化又は委託処分を行う。資源物売却収入については、組合の収入とする。

### (2) 最終処分物

本施設から発生する焼却灰、ばいじん処理物、処理不適物等については、組合の責任において最終処分を行う。

## 10 官民のリスク分担（長期包括運営委託方式の場合）

### (1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

なお、公営方式の場合は、原則として組合がすべての責任を負うものとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙 1】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとする。

## 11 モニタリング（長期包括運営委託方式の場合）

組合は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、以下のとおり監視を行う。

### (1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、隨時、現地調査等による確認を行う。

### (2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

### (3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成した上、組合に提出し、協議を行い、承諾を得るものとする。

## 第3章 提案書提出等に関する事項

### 1 本調査実施スケジュール

本調査のスケジュールは以下のとおり予定している。

令和8年2月2日（月）	提出要項の公表・配布開始
令和8年2月2日（月） ～令和8年2月10日（火）	調査参加資格申請書に関する書類の提出
令和8年2月16日（月）	調査参加資格確認結果の通知
令和8年2月16日（月）	様式集及び見積要求水準書等（見積要求水準書、見積要求水準書添付資料をいう。以下同じ。）の提供
令和8年2月16日（月） ～令和8年3月4日（水）	提出要項等の内容に関する質問の受付（第1回）
令和8年3月13日（金）	提出要項等の内容に関する質問に対する回答（第1回）
令和8年3月23日（月） ～令和8年3月27日（金）	提出要項等の内容に関する質問の受付（第2回）
令和8年4月7日（火）	提出要項等の内容に関する質問に対する回答（第2回）
令和8年4月15日（金）	提案書の提出〆切

### 2 本調査の参加資格要件

地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、以下の要件をすべて満たす実績を元請として有すること。

処理能力	：100t/日以上（1炉あたり50t/日以上）
処理方式	：ストーカ式焼却方式
事業方式	：長期包括運営委託方式

### 3 提案書の提出に関する手続

#### （1） 提出要項の公表・配布

提出要項を以下のとおり公表・配布する。

##### ア 配布資料

提出要項

##### イ 配布日

令和8年2月2日（月）

##### ウ 配布方法

組合ホームページからダウンロード（「(7) 提出・問合せ先」参照）

#### （2） 調査参加資格申請書に関する書類の提出

調査参加希望者は、以下の要領で調査参加資格申請書に関する書類を提出すること。なお、調査参加資格確認基準日は、令和8年2月10日（火）とする。

##### ア 提出期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月10日（火）17時まで

##### イ 提出方法

電子メールで提出すること。

##### ウ 提出場所

「(7) 提出・問合せ先」参照

## 工 提出書類

「第4章 提出資料」Iの「様式第1-1号」「様式第1-2号」「様式第1-3号」を参照すること。

### (3) 調査参加資格の確認

#### ア 調査参加資格確認結果の通知

組合は、調査参加希望者より提出された調査参加資格申請書に関する書類に基づき、本調査の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

調査参加資格確認結果については、令和8年2月16日（月）に各調査参加希望者に調査参加資格確認結果通知書の電子データを電子メールにて通知する。

#### イ 調査参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

調査参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、以下のとおり、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた調査参加希望者に対して、令和8年3月2日（月）までに書面により回答する。

##### （ア） 提出期限

令和8年2月24日（水）17時まで

##### （イ） 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

##### （ウ） 提出場所

「（7） 提出・問合せ先」参照

### (4) 様式集及び見積要求水準書等の提供

様式集及び見積要求水準書等を以下のとおり提供する。

#### ア 提供資料

様式集、見積要求水準書、見積要求水準書添付資料

#### イ 提供日

調査参加資格が確認された調査参加者に対して提供するものとし、令和8年2月16日（月）に提供する。

#### ウ 提供方法

「長期包括運営委託導入可能性調査等業務委託」を委託している株式会社エイト日本技術開発より電子メールにて送信する。

### (5) 提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

#### ア 提出要項等に関する質問の受付

調査参加者より提出要項等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

##### （ア） 受付日

第1回：令和7年2月16日（月）～令和7年3月4日（水）17時まで

第2回：令和7年3月23日（月）～令和7年3月27日（金）17時まで

##### （イ） 質問の方法

「第4章 提出資料」IIの「様式第2号」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする。

**(ウ) 提出先**

「(7) 提出・問合せ先」参照

**(エ) その他**

本質問回答以降に新たな疑義等が生じた場合においても、質問は随時受け付けるものとする。なお、当該質問に対する回答は、全ての調査参加者に対して電子メールにて通知する。

**イ 提出要項等に関する質問に対する回答の通知**

提出要項等に関する質問に対する回答書を各調査参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

**(ア) 通知日**

第1回：令和8年3月13日（金）

第2回：令和8年4月7日（火）

**(イ) 通知方法**

全ての調査参加者からの質問に対する回答を、電子メールにて各調査参加者に通知する。

**(6) 提案書の提出**

調査参加者は、提出要項等の記載に従い、提案書を提出すること。

**ア 提出方法及び提出期限**

提出方法は、郵送又は持参によるものとし、提出期限は、令和8年4月15日（水）15時【必着】とする。

**イ 提出先**

「(7) 提出・問合せ先」参照

**ウ 提出書類**

提出書類は、「第4章 提出資料」のとおりとし、3部（正本3部）を提出すること。また、「第4章 提出資料」Ⅲに示す書類のすべてを電子データとしてCD-R（書き込み不可）に納め、2枚提出すること。

提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き、日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ（A3版となる場合は、折込とする。）とし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする）。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版、docx形式）、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする（図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする）。

**(7) 提出・問合せ先**

筑西広域町村圏事務組合 環境センター

所在地：〒308-0855 茨城県筑西市下川島658

TEL：0296-33-3755

電子メール：kankyou@tikusei.or.jp

**4 提案書提出に関する留意事項**

**(1) 費用負担**

提案書の作成に係る費用は、すべて調査参加者の負担とする。

## (2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提案書に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## (3) 著作権

調査参加者から提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、調査参加者に帰属するが、法令等に基づき、調査参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

## (4) 提案書の取扱い

提出された提案書については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

## (5) 組合が提示する資料の取扱い

組合が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用並びに第三者に開示してはならない。

## (6) 提出書類

調査参加者は、提案書の提出において、「第4章 提出資料」に示す資料を提出すること。「III. 提案書に関する書類」に示す書類の全てを提出することを原則とし、一部の書類のみの提出による本調査への参加は認めない。

## (7) 本調査の途中辞退について

本調査は、公募により実施するものであるため、調査参加者による本調査の途中辞退は原則認めない。

# 5 長期包括運営委託導入可能性調査に係る留意事項

## (1) 単価設定

公営方式の見積に際しては、「【別紙3】単価表」を参考にすることとし、長期包括運営委託方式の見積に際しては、独自の単価設定とする。

なお、電力費は、本調査では運営期間を通じて、買電はアーバンエナジー株式会社、売電は東京電力エナジーパートナー株式会社と契約するものとする。電力費の算出においては、事業形態の違いにかかわらず単価表を用いること。

## (2) 事業方式毎の回答における留意点

見積要求水準書は、長期包括運営委託方式を想定して作成している。各事業方式の回答を行う場合には、以下の事項を踏まえ、回答すること。

### ア 公営方式

単年度運転委託、単年度毎の点検・補修工事となることを踏まえ、回答すること。

### イ 長期包括運営委託方式

見積要求水準書を原則として遵守する条件で積算すること。

## 第4章 提出資料

調査参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

### I. 調査参加資格申請書に関する書類

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 参加表明書       | (様式第 1-1 号) |
| (2) 調査参加資格確認申請書 | (様式第 1-2 号) |
| (3) 運営実績        | (様式第 1-3 号) |

### II. 提出要項等に関する質問に関する書類

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 提出要項等に関する質問書 | (様式第 2 号) |
|------------------|-----------|

### III. 提案書に関する書類

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (1) 提案書提出書                 | (様式第 3 号) |
| (2) 長期包括運営委託導入可能性調査に係る提出資料 |           |

質問の内容は「【別紙 3】長期包括運営委託導入可能性調査に関する確認事項」を参照すること。

本事業への参入意思について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
1	様式第 4-1 号	指定様式、A4 版、Excel	質問 1-1～1-2
施設整備費、運営・維持管理費について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
2	様式第 4-2 号 (A)	指定様式、A3 版、Excel	質問 2-1
3	様式第 4-2 号 (B)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-2
4	様式第 4-2 号 (C-1)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-3
5	様式第 4-2 号 (C-2)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-3
6	様式第 4-2 号 (D)	指定様式、A4 版、Excel	質問 2-4
各事業形態について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
7	様式第 4-3 号 (A)	指定様式、A4 版、Excel	質問 3-1～3-3
8	様式第 4-3 号 (B)	指定様式、A3 版、Excel	質問 3-4
9	様式第 4-3 号 (C)	指定様式、A4 版、Excel	質問 3-5
その他について			
No.	提出資料	提出様式	該当質問
10	様式第 4-4 号	指定様式、A4 版、Excel	質問 4

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (3) 施設保全計画    | (様式第 5 号) |
| (4) その他調査     |           |
| 本事業への意見・要望・事項 | (様式第 6 号) |

## 【別紙1】官民のリスク分担（案）

本事業の長期包括運営委託方式における官民のリスク分担（案）は以下のとおりである。

表 官民のリスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
	契約締結	組合の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間要する場合	○	
		民間事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更（税制変更を含む）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		民間事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	施設の維持管理・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		民間事業者が行う維持管理・運営に関する住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	民間事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
		民間事業者による債務不履行		○
	事業破綻	民間事業者の財務に関するもの		○
	土地の瑕疵	土壤・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	開業前の物価変動		○
		開業後の物価変動	○	△
	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△
	搬入管理	ごみの搬入管理において、民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（民間事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		民間事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
終了時	発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○	
		事業者の事由による売電収入の変動		○
	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

## 【別紙2】単価表

独自の購入ルートの有無に関わらず、公営方式の場合は下記の単価を用いること。

下記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を任意様式で提出すること。ただし、薬品の濃度が異なる場合は、下記の濃度に換算して下記の単価を用いること。

表 単価表

項目		単価	項目	単価
一般	年間物価上昇率	0 %	純用 水 薬 品 設 備	塩酸(35%) 27.0 円/kg
	年間人件費上昇率	0 %		苛性ソーダ(固形97%換算) 95.0 円/kg
電気	電気料金(買電)	アーバンエナジーHP参照	陽イオン交換樹脂 1,900.0 円/L	
	電気料金(売電)	東京電力HP参照		陰イオン交換樹脂 3,200.0 円/L
上水	上水	筑西市HP参照	亜硫酸ソーダ 600.0 円/kg	
				機器冷却用薬剤 1,800.0 円/kg
補助 燃 料 等	灯油(ローリー)	96.5 円/L	給排水 処理 用 薬 品	塩酸(35%) 27.0 円/kg
	A重油(ローリー)	95.0 円/L		キレート剤 2,500.0 円/kg
	酸素(ボンベ)	545.0 円/m <sup>3</sup>	硫酸 バンド (8%) 35.0 円/kg	硫酸バンド(8%) 35.0 円/kg
	軽油	115.5 円/L		苛性ソーダ(固形97%換算) 95.0 円/kg
	LPG	210.0 円/kg		固形塩素(70%) 1,200.0 円/kg
装 排 置 ガ 用 ス 薬 処 品 理	活性炭(粉末)	540.0 円/kg	塩化 第二 鉄 (38%) 46.0 円/kg	塩化第二鉄(38%) 46.0 円/kg
	尿素水(40%)	240.0 円/kg		PAC(無機系凝集剤) 67.0 円/kg
	アンモニア水	75.0 円/kg		高分子凝集剤 1,200.0 円/kg
	高反応消石灰	70.0 円/kg		次亜塩素酸ソーダ 39.0 円/kg
処 理 灰	重金属安定化剤	670.0 円/kg	油脂 類	油圧作動油 380.0 円/L
				潤滑油 310.0 円/L
ボ 用 イ 薬 ラ 品 設 備	清缶剤	950.0 円/kg		グリース 665.0 円/kg
	脱酸剤	1,595.0 円/kg	その 他	窒素ガス 560.0 円/kg
	保缶剤	960.0 円/kg		防臭剤 1,300.0 円/L
	復水処理剤	1,198.0 円/kg		防虫剤 13,000.0 円/L

## 【別紙3】長期包括運営委託導入可能性調査に関する確認事項

### 1 本事業への参入意思について

以下の質問については、「様式第4-1号」にご回答ください。

#### 質問1-1：【参入意思1】（様式第4-1号）

本事業を仮に長期包括運営委託方式で実施した場合の、本事業への参入の意思の有無と、その理由をご回答ください。ただし、コンソーシアムの構成企業としての参加も含みます。

#### 質問1-2：【参入意思2】（様式第4-1号）

質問1-1で「参入意思なし」と回答した事業者にお伺いします。

本事業において、仮にある条件が満足されれば参入可能となる場合は、その条件をご記入ください。

### 2 運営・維持管理費について

以下の質問については、「様式第4-2号（A）～様式第4-2号（D）」にご回答ください。

#### 質問2-1：【運営・維持管理費】（様式第4-2号（A））

本事業を見積要求水準書の内容で実施した場合の運営・維持管理費を、運営期間は13年としてご回答ください。

なお、2つの事業形態（公営方式、長期包括運営委託方式）のそれぞれについてご回答ください。

#### 質問2-2：【事業費削減項目】（様式第4-2号（B））

長期包括運営委託方式で実施した場合に、公営方式と比較して経費削減が見込める項目と、その理由をご回答ください。

#### 質問2-3：【運営人員体制】（様式第4-2号（C-1）, 様式第4-2号（C-2））

本事業を実施する場合の運転人員及び人員配置計画をご回答ください。

なお、2つの事業形態（公営方式、長期包括運営委託方式）のそれぞれについてご回答ください。

### 3 各事業形態について

以下の質問については、「様式第4-3号（A）～様式第4-3号（C）」にご回答ください。

質問3-1：【希望する運営期間】（様式第4-3号（A））

施設の運営・維持管理業務に関して、希望する運営期間と、その理由をご回答ください。

質問3-2：【希望する事業範囲】（様式第4-3号（A））

見積要求水準書に示した事業範囲に関して、本事業から除外することを希望する業務、また、事業範囲に含めたい業務をご回答ください。

質問3-3：【その他希望条件】（様式第4-3号（A））

本事業を実施する場合の、貴社の希望条件をご回答ください（リスク分担に関する項目を除く）。

(1)組合に希望する条件

本事業の実施に際し、組合へ希望する条件をご記入ください。

(2)障害となる項目

本事業の実施に際し、障害となる可能性のある要因が存在すると思われる場合、その要因についてご回答ください。

質問3-4：【リスク分担】（様式第4-3号（B））

「【別紙1】官民のリスク分担（案）」に組合の考えるリスク分担の案を提示しています。このリスク分担案に対して、希望する負担者等、ご意見等がございましたらご回答ください。なお、変更を希望するリスクについてのみご回答いただくことで結構です。

質問3-5：【更なる効率化】（様式第4-3号（C））

本事業をより効率的に実施するという観点から、今回提示している事業範囲、処理システム等に対して、ご意見等がございましたらご回答ください。また、その場合の留意点等があれば、留意点についても併せてご回答ください。

### 4 その他について

以下の質問については、「様式第4-4号」にご回答ください。

質問4：【その他】（様式第4-4号）

様式第4-4号に示している本事業に係る質問事項等について、ご回答ください。